

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.65 2017/6/16

#### 1 農林水産省が食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行った。

6月13日、農林水産省は、株式会社ライフコーポレーション（以下「ライフ」という。）が、小分けし販売したチーズについて、容器包装の重量を含む重量を内容量として表示して販売していたことを確認し、ライフに対し、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行ったことを公表した。その主な内容は次のとおり。

関東農政局が、平成29年3月24日から平成29年4月18日までの間、ライフの東京本社及び錦糸町駅前店に対し、食品表示法第8条第2項の規定に基づく立入検査を行った。

その結果、農林水産省は、ライフが、ライフ錦糸町駅前店において小分けしたチーズに、容器包装の重量を含む重量を内容量として表示し、ライフ錦糸町駅前店及びライフさいたま新都心店において、少なくとも平成29年1月16日から平成29年3月24日までの間に、4,743パックを一般消費者に販売したことを確認した。

表示例 ゴーダについて容器の重量9gを含む重量を内容量として表示  
指示の内容は次のとおり。

- (1) 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに食品表示基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 販売していた食品について、食品表示基準に規定する遵守事項が遵守されていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に関する認識の欠如並びに食品表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までにに基づき講じた措置について、平成29年7月13日までに農林水産大臣宛てに提出すること。

[http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/170613\\_10.html](http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/170613_10.html)